

## 令和元年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和2年(2020年)1月16日(木)

午後2時00分～午後3時00分

場所 市庁舎本館3階303会議室

- 1 出席者 梶山会長、鈴木委員、椎野委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、高山委員、下島委員、久保田委員、今井委員、川口委員、彦根委員、綾部委員

以上13名

事務局：高橋健康・こども部長、草山保険年金課長、清田課長代理、長島担当長、鹿島主査、田澤主任、渡邊主事

以上7名

- 2 傍聴者 0名

### 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

### 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長 : 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直しについて、保険税額の算出方法について説明し、その後、納付金と標準保険税率の概要等について説明した。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委 員 : 議題1-1-4でモデル世帯に所得で書かれていますが、収入では分からないのでしょうか。例えば夫婦二人の場合、所得80万円ということは120万円くらい控除されていると思うので、収入200万円ということなののでしょうか。

事務局 : 収入と所得の関係は、世帯ごとに控除される内容は大きく変わってくるため、一概に所得がいくらだから収入がいくらかとはなかなか説明できるものではない。その世帯の状況に応じて控

除された結果が、ケース3の場合ですと80万円といった説明でしか申し上げられない。

会 長 : 実際国民健康保険に加入されて、保険税をお支払いしていただいている方には気になるところかと思えます。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

委 員 : これらの金額は標準税率を参考にして税率を決えているということなんですけれども、実際には標準税率と少しズレが生じていると思うんですけれども、その辺を一つご説明いただきたいのと、もう一つは、今モデル世帯の話が出ましたが、そのモデルというのが少し古いのではないかと考えていまして、国とか全国レベルで議論されるものだと思うんですけれども、お考えがあればいただければなと思えます。

夫婦二人で妻の年収が0となっていますが、今はもう少し違うのではないかなと思っております。

事務局 : まず予定税率と標準税率のズレについてでございますが、予定税率につきましては仮係数に基づく計算となっております。確定係数とのズレについては、資料1-1-2をご覧くださいければと思います。

仮係数につきましては、必要な保険税総額の差異のところ、医療分と介護分はマイナスになっていて、後期支援分はプラスになっている。要はこれだけ必要な税総額に差が出ているのですが、平塚市の税率は仮係数のところのまま引っ張ってきておりますので、その分がまず一つ大きくズレているところであります。この他に県の方で算定している数字の中に市町村が送っている被保険者数であるとかその他交付金がいくらだとか、様々な基礎情報を市から送ったものを県が参考にして算定しているものです。そこで算定される必要な総額の事業の中で、一部ズレが出ているものがございまして。後で予算のところでも出てきますが、平塚市で多く出ているものは、保健事業に係る部分です。その他には滞納分の保険料の収納見込みは少し出ていたりします。このようなところで少しずつズレは出ております。平塚市では予算をベースに算定をしているんですけれども、標準税率については機械的に計算してきた数字になります。その精度は高めていかなければならないのですが、その辺のズレがこの標準税率と平塚市が算定した税率とのズレが出ている状況です。このように一つの要因ではないズレが出てきているというのが見解になっております。

それから、モデル世帯のところ、おっしゃるとおり一市町村がどうこうという部分ではなく、県が国に報告するモデルがこのモデルになってというもので、こちらとしてもこう載せざるを得ないのですが、委員がおっしゃるように国が求めているにしては、女性活躍であるとか働き方改革であるとか、高齢者の活躍こういったものを反映していかなければならないということになってまいりますと、ここに出ているモデルにつきましては今後変わっていくべきであろうと考えます。

会 長 : 確かに委員がおっしゃるとおり現実と少しズレが出ているなというところがありますので、これは何かの機会に思い立ちいただければと思います。

他にいかがでしょうか。

委員：（質問、意見なし）

会長：では、以上でご意見、質疑等の確認を終わらせていただきまして、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正①保険税率の見直し 諮問事項について」についてご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

委員：（承認）

会長：それでは、市長に対し協議会より異議がない旨、答申をいたしますので、ただ答申書の作成については私にお任せいただけるでしょうか。

委員：（承認）

会長：ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。

会長：それでは、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し」は終わらせていただきます。

会長：それでは（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて 地方税法施行令に伴い、軽減判定所得の引き上げと課税限度額の引き上げについて説明した。

会長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等はありませんでしょうか。

委員：（質問、意見なし）

会長：それでは、ご意見等ないようでございます。例年、地方税法施行令の一部を改正する政令につきましては、３月末に交付されまして、すぐに４月１日施行されるということでありまして、このままでは４月１日以降地方税法の施行令と本市の保険税条例と齟齬が生じてしまうということでありまして、さきほど事務局からご説明がありましておおり、本市の市民の方々が不利益を被ってしまうことになりかねないということです。このような事態を避けるために適切な処置を講ずるように建議というかたちで、市長に要望するということにさせていただきます。と思いますが、いかがでしょうか。

委員：(承認)

会長：ありがとうございます。ただいま皆様のご了解をいただきましたので、そのようにさせていただきます。それでは以上で(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」については終わらせていただきます。

続きまして、議題(2)「令和2年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：令和2年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要について、令和2年度に取り組む事業と予算概要などを説明した。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしたでしょうか。

委員：ここにはペイジーを導入するとありますが、ペイジーとはどのようなものなのでしょうか。

事務局：ペイジーのシステムなんですけど、口座振替の申し込みが簡単にできるというもので、キャッシュカードをお持ちいただければ、窓口でそのキャッシュカードをスキャンするだけで、そのデータが銀行に行きます。銀行で承認をされて、すぐ回答が戻ってきます。そうすると口座振替が始められるというシステムになります。今までは印鑑を押していただいて用紙でお申し込みをさせていただいていたのですが、印鑑をお持ちいただけない場合とか、申し込み書を紛失される場合とか、印鑑相違とかの関係で、何か月経ってもなかなか口座振替が開始されないということもありましたが、このシステムを導入することによって、一瞬で銀行の同意が得られますので、お客様にとっても利便性が高くなるというものです。

委員：分かりました。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：令和2年度の歳入は大体マイナスになっているところなんですけれども、国民健康保険税のところだけがプラスになっている。実際に健康保険税って、必要な医療費とかの予算を被保険者の状態とか数とかで、簡単に言うと割り返しているようなものと理解していたのだが、そういうものだとすると税のところだけプラスになっていることの意味はどういうものなのでしょうか。

事務局：今のご質問についてですが、全体の規模が下がっている要因といたしましては、保険給付費が下がっています。これは被保険者数の減少に伴うものでございます。下がっているものは、そのまま歳入でいうと県の支出金がすべて賄っていますので、併せて県の支出金も下がっております。その総括表を見ていただくと、歳入のほうでは県支出金が8億4千万ほど下がって

おりまして、歳出の方では保険給付費が8億2千万くらい下がっております。全体で12億ほど下がっておりますと説明をさせていただいたのですが、その6割6分くらいは保険給付費によるものであり、こちらは出入りが一緒なので、これが下がっても他のところに大きく影響が出ないものになります。そのほかの部分で何が大きいかといいますと納付金が前年と比べて3億6千万程度下がっております。主にここを賄っていただく保険税ということになりますので、ここが下がれば税は下がるのではないかとということが一番大きなところではないかと思えます。一方で歳入の方と言いますと、本来標準税率にすべて合わせて、決算補填の繰入金も全てなくして、単独の運営を始める第1年目ということになっております。それから納付金が下がっている多くの要因として、半分くらいは県の決算剰余金が補填されて下がっています。これは毎年あるとは限らない下がり方です。このために歳入の方で保険をとっているというか、他会計繰入金の基盤安定繰入金とか、決算補填のものなどの繰入金を現実にあった額で見込んでいたり、決算補填を無くしたりというところ。県の繰入金も令和元年度の予算では1億5千万程度繰入金から繰り入れているのですが、このまま団塊の世代が大量に脱退すると、保険者数が下がって保険税に影響があると言われております。これに備えて基金の繰入金も3千万と大分小さくさせていただいております。同様に令和元年の予算としては前年度繰越金を3億円を予定していたのですが、段々ここまでの繰越金が出なくなってきておりますので、ここでも1億8千万と1億2千万程度歳入を減らさせていただいております。こういったところで、大体納付金の減額分というのが、県の剰余金が来年来ないことも考えると、少し保険をかけて、歳入の方も少なく、現実的な見積もりをさせていただいているところと、保険税の収納の向上も図っている。こういうところから計算をしていって、若干ではありますが昨年度よりは保険税の総額が上がっているという説明になります。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 収納率向上と書いてありますが、具体的に数値目標というものはあるのでしょうか。

事務局 : 7月の運営協議会で方針を紹介させていただきましたが、今年度につきましては現年分が93パーセント、滞納繰越分が15パーセントということで目標を定めておりました。こちらの方も予算の方では収納率向上を目指しております、それに合わせて予算の方も上げていております。

会 長 : 今のご説明で、数値目標を掲げてやっただいているということで、気になることがあります。滞納繰越分なのですが、予算を見ると元年度より若干歳入のところが下がっているように見えるのですが、それについてはいかがでしょうか。

事務局 : 収納率が上がっているのに、なぜ滞納繰越分が下がっているのかというご質問だと思います。これについては、それまで収納の体制ができていなかったことから、大分膨らんでおりました。そういうことで、今年大分頑張らして、税総額がかなり落ちる見込みです。例年より

数億単位に増えるのではないかと考えております。そういうことで、対象となる滞納額そのものがかなり大きく減ることから、滞納の収納分が下がると見込んでおります。

会 長 : 他にいかがでしょうか。先ほどご説明の中で、保険事業費の中で、特定健康診査とか特定保健指導事業についてのご説明もあったかと思えます。今年の第2回の時、その実施計画の中間見直しというようにお話もありました。これについて、皆様からもいろいろご意見を頂戴したかと思えます。それを踏まえて今回の予算について、何かご質問、ご意見がありましたら何かお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委 員 : 特定検診について、私は具体的なデータは知らないのですが、市からの説明だと特定検診は3月から短くしており、近場だと3～4か月程度しかやっていないところもある。それでもあまり期間によって特定検診の受診率は下がっていない報告を受けているので、平塚も短くしてもそれが特に下がる要因にはならないと言われたのでそれで納得しているのですが、それとあと、受診率については、市の方が受診勧奨をさせていただいて、平成31年度は33パーセントから34パーセントと少しずつ上がってきていると。特定検診は元々500円にワンコインにしてから20パーセント台から30パーセント台に上がって、先生方にもお願いして、受診率が上がってきていることも確かであり、どこまで上げられるか難しいのですが、内科の先生や健診事業をやっている先生方にご協力いただいて、もう少し増やせるんじゃないかと思っています。

会 長 : 確かに委員からいただいたように、勧奨はがきを新たに対象となる方に送っていただけるという新たな取り組みをやっていただけるということも含めて、ぜひこういう事業の取組をしていただきたいと思えます。  
他にいかがでしょうか。

委 員 : (質問、意見なし)

会 長 : それでは、ただいまの議題(2)「令和2年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」は、終わらせていただきます。次に、議題(3)「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 次回の運営協議会を令和2年7月16日(木)午後2時から予定していることなどを説明した。

会 長 : 事務局からの説明について、御質問、御意見などはありますか。

委 員 : (質問、意見なし)

会 長 : その他の御質問、御意見などはありますか。

委 員 : 今日の新聞に大井町は国保税を軽減したという記事がありました。全然人口とか被保険者数も違うと思いますので、同じように話をするにはできないと思うのですが、子育て支援のために均等割を無くすという記事が出ておりました。平塚で何か特徴的なことをする余裕はあるのか、何か良いアイデアはあるのかと思った次第です。国保の加入者としては、国保の保険料が上がっていくのは、年金収入だけだとかなりダメージがありますので、何かそれに代わる、被保険者の方にプラスになるものがあれば良いなど。これは意見ではなく、単なる感想です。

事務局 : そういったご意見は他でもいただくことはありまして、貴重なご意見として受け止めます。赤字を無くして、標準税率に合わせるというところにやってきて、県の方針もその方針で、次の令和3年度からの方針もそのようにやっていくと。なかなか平塚市単独でというのは難しいところではありますが、県内で足並みを揃えて、もう少し広いところで意見交換をしていければと考えております。ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

会 長 : その他ございますか。

会 長 : 御意見等もないようですので、議題(3)「その他」は、終わらせていただきます。用意された議題は終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思えます。特にないようですので、これをもちまして閉会といたします。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

5 閉 会 令和元年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。